

臨床検査委託に関する資格審査及び企画提案書について

I 資格審査

済生会御所病院において2019年7月1日～2021年6月30日の臨床検査（検体検査）業務委託のプロポーザルを実施するにあたり、事前に資格審査を行ないますので、指定の日時につきの必要書類を提出してください。

資格

次に掲げる要件を満たすこと。

1. 奈良県の物品調達に関する競争入札参加登録資格を得ている者で、営業種目Q4①（臨床検査・分析）に登録している者であること。
2. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
3. 奈良県内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者、又は契約締結（業務開始）までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。
4. 2013年度以降に許可病床数150床以上の規模を有する医療機関において、ブランチラボ方式による検体検査業務を2年以上継続して履行した実績を有している者であること。（今年度受託している場合も1年とみなすこととする。）
5. 財団法人医療関連サービスマーク振興会による「検体検査」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の8に定める基準に適合することを証明できる者であること。
6. 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
7. 自社で集荷体制を保有していること。
8. 品質保証の条件を満たすこと。（詳細は仕様書参照）

提出書類：提出書類一覧表参照

提出日時：2019年2月22日（金）午後3時

提出場所：済生会御所病院 中央検査科 山本まで

提出方法：持参手渡しに限る（提出時間について必ずアポイントを取ること）

確認通知：電子メールにて通知する

【提出書類一覧表】

1. 臨床検査委託に関する資格審査申請書（別添様式 1）
2. 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 20 条の 3 第 1 項に規定する衛生検査所の登録を受けていることが確認できる書類の写し
3. 「検体検査」に関する医療関連サービスマークの認定を受けていることを確認できる書類の写し
4. ブランチラボ契約実績調書（別添様式 2）
契約書の写し（頭書部分）等を添付のこと
5. 外注検査項目一覧表（別添様式 3、CD 添付）
6. 誓約書（別添様式 4）
7. P マーク認定取得が確認できる書類の写し
8. 測定検体受領から検査結果報告までの QMS が確立していることが確認できる書類の写し、QC 活動記録書類の写し、内部精度管理記録書類の写し、外部精度管理成績表の写し。
9. 企業概要書（別添様式 5）

II 企画提案書

企画提案書については、下記により作成し、資格審査書類と併せて提出して下さい。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別添様式 6）

以下の項目について具体的に提案すること

- ①業務運営（院内各部署との連携体制や安全管理に関する施策など）
- ②人員体制と教育・研修体制（教育指導プログラムやスケジュール等）
- ③安定運用・危機管理体制（機器故障時の対応等）
- ④精度管理
- ⑤バックアップ体制（トラブル発生時等の対応）
- ⑥引き継ぎの体制（業務を引継ぐ場合のスケジュール等）
- ⑦病院への貢献策（患者サービス面、コスト面等）

イ 見積書及び積算内訳書（様式任意）

仕様及び提案内容に基づく 2019 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日の見積総額（消費税及び地方消費税を除く、院内検査及び外注検査の内訳を明示すること）

のうち1年分に相当する額を見積ること

ウ その他参考資料

(2) 記入要領

ア 提出書類及び添付書類は、A4版に統一すること。

ただし添付書類に限り、やむを得ずA3版となる場合には、折り込むなどしてA4版に合わせること。

イ 文字を補完するためのイラストイメージ図等は使用してもよい。

(3) 提出期限 2019年2月22日(金)午後3時(必着)

(4) 提出方法

参加申込書提出時に企画提案書も併せて持参すること

〒639-2306奈良県御所市三室20番地

済生会御所病院 中央検査科 担当：山本 (TEL 0745-62-3585)

(5) 提出先 参加申込書提出先に同じ

(6) 提出部数 10部(内訳：正本1部、副本9部)

(7) 提出方法 参加申込みと併せて持参すること

(8) その他

ア 提出書類について提出後の変更は認めない。

イ 提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提出された書類をこの募集の選定以外の目的では使用しない。

オ 書類提出後、辞退する場合はその旨を書面により申し出ること。

カ 提出された書類の内容に疑義が生じた場合は、審査委員が提案者に対して質問することがある。